

京都府国民健康保険団体連合会 総会 議事録

- I 開催日時 令和5年2月21日(火) 午後3時00分～午後3時45分(Web会議方式)
- II 開催場所 京都府国保連合会 6階 テレビ会議室
- III 出席者数 会 員 38名(代理及び委任状含む)
事務局 8名
- IV 付議事項

【議決事項】

(1) 令和4年度分

議第24号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算(第1号)

(2) 令和5年度分

議第1号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画

議第2号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課

議第3号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算

議第4号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

議第5号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出予算

議第6号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出予算

議第7号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

議第8号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

議第9号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

議第10号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

議第11号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算

議第12号 京都府国民健康保険団体連合会理事及び監事の選任

【報告事項】

(令和 4 年度分)

報告第 2 号 専決処分に付した令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査
支払特別会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)

報告第 3 号 専決処分に付した令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医
療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)

報告第 4 号 専決処分に付した令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診
査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)

【その他】

令和 3 年度第 2 回外部監査結果報告に対する措置について (監事報告)

令和 4 年度第 1 回外部監査結果報告に対する措置について (監事報告)

V 議事内容

(理事長挨拶)

皆さん、こんにちは。

理事長を仰せつかっております、京丹後市長の中山でございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、Web 会議方式によります総会の開催をご案内申し上げましたところ、会員の皆
様方には、ご多忙の中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から、弊会の事業運営にご理解とご協力を賜っておりまして、
この場をお借りし、改めて厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、まず、ご報告ですが国保総合システムの 5 年度分の更改費用に対する国庫補助金
でございます。これにつきましては、知事会や市長会、町村会や全国国民健康保険組合協
会の皆様方の厚いご協力をいただき、約 57 億円が要望額どおり国の 4 年度補正予算にお
いて措置され、懸案となっておりました同システムの更改財源の確保に一定の目途が立っ
たところでございます。

この間の皆様方のご協力ありがとうございました。

今後、国保連におきましては、事務局から後程ご説明する事業計画にありますように、
予防接種事務のデジタル化という国の方針に基づき、接種費用の請求支払業務等を担うこ
ととなるなど、業務が一層多様化することとなりますが、会員の皆様のご理解とご協力
の下、財務基盤の強化と人材の確保・育成に努め、各種業務の着実な推進に努めて参ります
ので、ご指導をお願い致します。

本日の総会では、令和 5 年度の事業計画や各会計予算案について、ご審議をお願いして
おりますほか、業務システムのクラウド利用料の支払いなどのため専決処分を行いました
補正予算のご報告等をさせていただきます。

Web 会議方式による総会のため、会員の皆様方にはご不便をおかけすることもあるとは
存じますが、十分にご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさ
せていただきます。

今日はどうぞよろしくお願ひ致します。

(事務局)

次に、本通常総会の議長選任について、いかなる方法で選出すればよろしいでしょうか。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(事務局)

特にご発言もないようですので、事務局より指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(事務局)

ご異議がございませんので、議長は南山城村 平沼村長をお願いいたします。

— 議長による議事の進行 —

(議長)

皆様、こんにちは。

ご指名によりまして、議長を務めさせていただきます。

南山城村長の平沼でございます。本日の総会が円滑に運営できますよう、会員の皆様方のご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の通常総会の議事録署名人につきまして、恒例により議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ご異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

八幡市の堀口市長様と京都府衣料国民健康保険組合の堀尾理事長様のお二人をお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

議決事項の令和4年度分、議第24号「令和4年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」について、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

議第 24 号令和 4 年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算について、ご説明します。

議案書の 7 頁をお開きいただき、参考として添付している「令和 4 年度国保連合会補正予算の概要」と標題を付けた資料を用いて、ご説明させていただきます。

職員退職手当金特別会計の補正は、補正額が 1,280 万円で、退職給付引当資産積立金繰入金を財源とした自己都合退職者に対する退職手当金の補正でございます。

補正予算の内容は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様からのご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問がないようですので、採決に入ることでご異議ございませんか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第 24 号について、原案のとおり承認することに反対の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 24 号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議決事項の令和 5 年度分、議第 1 号「令和 5 年度国保連合会事業計画」を

議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議第1号令和5年度国保連合会事業計画について、ご説明致します。
議案書の11頁をお開き願います。

はじめに、「15年度事業運営に当たっての基本的考え方」でございます。

一つ目の○のとおり、国保連は、国民健康保険の保険者の共同体として必要な業務を行う目的で設立されましたが、その後、業務内容は順次拡大しています。

また、二つ目と三つ目の○のように、最近では、医療費適正化対策の強化が求められ、国保連においても、国保・後期高齢者医療・介護保険の三地域保険が一体となった予防健康づくり事業への支援の充実が必要なことに加えて、新興感染症の流行初期段階において適切な医療が確保されるための特定医療機関への減収補償に係る費用や予防接種費用の請求支払業務等を国保連が行うこととなっています。

このように国保連を取巻く環境が変化する中であって、四つ目、五つ目の○のように、国保中央会と全国の国保連が共同して、今後4年間程度の業務運営の方針等を示す「国保連合会・国保中央会のめざす方向」の取りまとめを進めており、弊会としても、多様化していく業務に的確に対応できるよう、財務基盤の強化と人材の確保・育成に努めるとともに、めざす方向に基づく取組の推進に努めます。

次の頁をお開き願います。

引き続きまして、「25年度事業計画における主な取組」でございます。

まず、(1) 国保連合会・国保中央会のめざす方向2022(仮称)に基づく取組の推進でございます。

めざす方向におきましては、社会保険診療報酬支払基金との審査基準の統一化や審査手法の高度化・充実化に引き続き取り組むことや、医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの構築等のデータヘルス改革の取組を国とともに推進すること、科学的な介護を実践するための科学的介護情報システムの管理運営を国保中央会が行うことなどを目指すとしており、弊会においても、めざす方向に掲げた取組の着実な推進に努めます。

なお、めざす方向については、3月末の国保中央会総会で承認の予定であり、次回の通常総会において詳細のご報告をさせていただきます。

次に、(2) 特別審査委員会における審査対象範囲の見直しでございます。

高額レセプトの適正化等を図る観点から、国保中央会及び支払基金に設置されている特別審査委員会の審査対象となる高額レセプトの範囲の拡大に合わせて、審査に当たって専門性を要しないレセプトは対象外とする見直しが行われ、5年4月からは、特定機能病院等の35万点以上のレセプトを対象に加える一方、入院外のレセプト等については対象外とされ、国保連において審査を行うこととなります。

引き続きまして、(3) 介護保険におけるケアプランデータ連携システムの運用でございます。

介護保険の居宅サービス計画書等を居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で電子データにより連携するケアプランデータ連携システムが5年4月から本稼働するため、

利用を希望する事業所からのライセンス料の徴収等を行います。

次の頁をご覧ください、(4) 介護保険・障害者総合支援システムの更改に向けた取組の推進でございます。

介護保険・障害者総合支援システムの7年度更改に当たっては、安定稼働や費用高騰の観点からクラウド化には課題があるとしていた審査システム等についても、デジタル庁からは技術的支援が、厚労省からは財政的支援が得られることを踏まえ、電子請求システムと合わせてクラウド化することとしています。

次の、(5) 予防接種事務のデジタル化の推進につきましては、オンラインで予防接種対象者の確認や費用請求を行うことにより、接種記録の管理や費用請求及び支払事務を効率化する取組が進められており、国保連等においては、費用請求システムの開発等の取組を進めて参ります。

最後に、(6) 各種研修事業の実施でございます。

5年度実施予定の研修会等につきましては、21頁に記載の5年度研修会等予定のとおりでございます。詳細日程等が固まりましたら、その都度ご連絡させていただきます。

次の頁をお開き願います。

「3 5年度個別取組」でございます。

5年度の個別取組につきましては、14頁から20頁にかけて、127項目に上る取組を掲げております。

時間の関係もあり、個々の説明は省略させていただきますが、いずれの取組につきましても、着実な進捗に努めて参ります。

事業計画についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様からのご質問等はありません。

(議 長)

特にご質問がないようですので、採決に入ることでご異議ございませんか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第 1 号について、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 1 号は、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 2 号「令和 5 年度国保連合会負担金の賦課」から議第 11 号「令和 5 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までを一括して議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

議案書の 23 頁をお開き願います。

議第 2 号令和 5 年度国保連合会負担金の賦課について、ご説明します。

5 年度の負担金は、平等割負担金が 1 保険者につき 16 万円、被保険者割負担金が被保険者 1 人につき 60 円で、前年度と同額でございます。

続きまして、25 頁「議第 3 号令和 5 年度国保連合会一般会計歳入歳出予算」から 147 頁「議第 11 号令和 5 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までの各会計の予算については、153 頁の「令和 5 年度国保連合会予算の概要」を用いてご説明します。

153 頁をお開き願います。

はじめに、「1 国保連合会の予算区分」でございます。

弊会の予算は、一般会計と 8 つの特別会計に区分しており、うち 5 つの特別会計では、人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬金等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けております。5 年度予算の概要については、業務勘定や支払勘定と一般会計やその他の特別会計ごとにご説明します。

まず、「2 業務勘定の予算案」の「(1) 診療報酬審査支払特会業務勘定」です。

手数料等の改定により手数料が増となるほか、減価償却引当資産繰入金等の増等により、収入見込額は、前年度を 8,554 万 3 千円上回っています。

154 頁をお開き願います。

また、支出見込額についても、人件費や減価償却引当資産積立金等は減となるものの、国保総合システムの更改費の増等により管理費その他が増となることから、同様に 8,554 万 3 千円の増となり、収支は均衡しています。

なお、国保総合システム開発費に対する国庫補助金については、約 57 億円が措置されて

います。

155 頁をご覧ください。

「(2) 介護保険事業関係業務特会業務勘定」です。

手数料等の増加と受託業務負担金の増等により諸収入その他が増となることなどから、収入見込額は、前年度を 4,181 万 9 千円上回っています。

一方、支出見込額については、人件費や減価償却引当資産積立金の減により、前年度比 2,098 万 5 千円の増にとどまり、収入見込額が支出見込額を 2,083 万 4 千円上回るため、この超過分は減価償却引当資産へ積立られています。

156 頁をお開き願います。

「(3) 障害者総合支援法関係業務等特会業務勘定」です。

手数料等の増加と ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産からの繰入金が増等により諸収入その他が増となることから、収入見込額は、前年度比 3,772 万 1 千円増となっています。

また、支出見込額についても、他会計繰出金の増等により管理費その他が増となることなどから、同様に 3,772 万 1 千円の増となり、収支は均衡しています。

157 頁をご覧ください。

「(4) 後期高齢者医療事業関係業務特会業務勘定」です。

手数料等や減価償却引当資産繰入金の増等により、収入見込額は、前年度比 8,064 万円増となっています。

一方で、減価償却引当資産積立金は減となるものの、審査支払件数の増に伴い人件費が増加することや国保総合システムの更改費の増等により管理費その他が増となることなどから、支出見込額は、前年度を 1 億 8,025 万 2 千円上回り、収入見込額が支出見込額に対して 9,961 万 2 千円不足することから、事業運営安定化積立金の取崩しで補てんしています。

158 頁をお開き願います。

最後に、「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特会業務勘定」です。

手数料等や減価償却引当資産繰入金の増により、収入見込額は、前年度比 606 万 7 千円の増となっています。

一方、支出見込額については、減価償却引当資産積立金や国保中央会負担金の増等により管理費その他が増となるものの、前年度比 410 万 6 千円の増にとどまることから、収入見込額が支出見込額を 196 万 1 千円上回るため、この超過分は ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産へ積立られています。

159 頁をご覧ください。

引続きまして、「3 支払勘定の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

4 年 9 月までの支払実績額を基に算定した 4 年度支払見込額に、支払額の過去 3 箇年の伸び率のうち最も高い伸び率に 0.1 を加算した率を乗じて 5 年度支払見込額を見積もっています。

次に、(2) 予算案の概要をご覧くださいまして、この頁の「①診療報酬審査支払特会」から次の頁の「⑤特定健康診査・特定保健指導等事業特会」にかけて、各支払勘定の歳入

歳出予算額と前年度比較を表にまとめています。

主な点をご説明しますと、「①診療報酬審査支払特会」では、国民健康保険診療報酬支払勘定が減となっておりますほか、各種健康診査等の費用の減により抗体検査等費用が減となっております。

なお、新型コロナワクチン接種については、取扱いが当面継続される見通しのため、前年度と同額の約 29 億円を計上しています。

次の「②介護保険事業関係業務特会」の介護給付費等支払勘定と「③障害者総合支援法関係業務等特会」の障害児給付費支払勘定が前年度を下回る予算額となっております。

160 頁をお開き願います。

「④後期高齢者医療事業関係業務特会」においては、公費負担医療診療報酬支払勘定の予算が前年度を下回っています。

最後に、「⑤特定健康診査・特定保健指導等事業特会」では、後期高齢者健診等費用支払勘定の予算が減額となっております。

最後に、「4 一般会計及びその他の特別会計の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

一つ目の○のとおり、一般会計は、負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を見込んでいます。

次に二つ目の○の職員退職手当金特会では、自己都合退職者 1 名の退職手当金と退職給付引当資産への積立金を見積もっています。

また、三つ目の○のとおり、高額療養費支払資金貸付金特会の予算は、貸付実績を基に前年度並みとしています。

最後に四つ目の○の第三者行為損害賠償求償事務共同事業特会の予算の見込み方は、支払勘定と同様でございます。

なお、一般会計等の歳入歳出予算額等は、161 頁の表に記載のとおりでございます。

次の 162 頁は、各会計の予算案の総括表でございます。

163 頁をお開き願います。

「6 積立資産等の状況」でございます。163 頁から次の頁にかけまして、5 年 2 月 1 日現在の積立資産等の残高見込を業務勘定ごとに取りまとめています。

国保総合システムの更改費や導入作業経費に充当するための取崩しを行う診療報酬審査支払特会の減価償却引当資産と電算処理システム導入作業経費積立資産の 5 年度末残高見込額が前年度末に比べ減少しているほか、次の頁（164 頁）の後期高齢者医療事業関係業務特会においても同様に、減価償却引当資産の 5 年度末残高見込額が減少しています。また、同会計の事業運営安定化積立金の 5 年度末残高見込が減となりますのは、収支不足を補てんするための取崩しのためでございます。

165 頁をご覧願います。

「7 手数料及び負担金一覧」で、5 年度に改定をお願いする手数料についてご説明致します。

この頁の「(2) 診療報酬審査支払特会」の項番①、③、⑥及び⑨、次の頁（166 頁）の、項番⑭及び⑰の手数料等につきましては、5 年度から 7 年度までの収支見通しにおける収

支不足額を補てんするために改定を行います。

前の頁（165 頁）にお戻りいただき、項番⑬から⑰までの手数料は、これまでは一般業務手数料としてレセプト 1 件当たり 20 円 36 銭徴収していたものを、業務内容ごとに手数料を設定することとしています。

次に、特別業務手数料の項番⑱から次の頁（166 頁）の㉓の手数料については、業務に活用している国保総合外付けシステムの運用費の見直しにより、項番⑳及び㉑の手数料を除いて、値下げしています。

このほか、167 頁をご覧ください、後期高齢者医療に係る項番㉒の手数料は、業務実費の改定により値下げしています。

これら手数料等の改定については、保険者の皆様方に一定のご理解をいただいています。

最後に、次の頁（168 頁）の(5)介護保険事業関係業務特会の項番㉓の手数料は、ケアプランデータ連携システムの運用開始に伴い、新たにライセンス料を徴収するものでございます。

最後に、170 頁と 171 頁は職員給与費明細書でございます。

予算の概要についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様からのご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問がないようですので、採決に入ることをご異議ございませんか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様から異議のご発言はありません。

(議 長)

ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第 2 号から議第 11 号までについて、原案のとおり承認することに反対の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 2 号から議第 11 号までは原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 12 号「国保連合会理事及び監事の選任」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議案書の 173 頁をお開きいただきまして、「議第 12 号国保連合会理事及び監事の選任」について、ご説明致します。

京都府国民健康保険団体連合会規約第 20 条の規定に基づき、京都府国民健康保険団体連合会の理事及び監事を選任するものでございます。

175 頁をお開き願います。

まず、理事及び監事の人数については、規約第 19 条に基づき、理事 15 名、監事 3 名としています。

次に、理事及び監事として各団体よりご推薦をいただきました方々は、資料に記載のとおりでございます。

なお、京都市市長会からの監事のご推薦につきましては、後日となりますため、監事をご承認いただくための会員の皆様による書面による決裁を行う予定としています。

任期は、理事、監事ともに令和 5 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

理事及び監事の選任についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様からのご質問等はございません。

(議長)

特にご質問がないようですので、採決に入ることをご異議ございませんか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第 12 号について、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様から異議のご発言はありません。

(議長)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 12 号は、原案のとおり承認いたします。

次に、報告聴取に移ります。

報告第 2 号「専決処分に付した令和 4 年度国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第 1 号)」から報告第 4 号「専決処分に付した令和 4 年度国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算(第 1 号)」までについてを一括して、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

「報告第 2 号専決処分に付した令和 4 年度国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第 1 号)」から「報告第 4 号専決処分に付した令和 4 年度国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算(第 1 号)」、以上 3 件を一括してご説明します。

なお、これらの補正予算は、総会を招集する暇がなく、国民健康保険法第 25 条第 2 項に基づき、4 年 11 月 22 日付けで理事の皆様方による専決処分を行いましたので、同条第 3 項に基づき、総会に報告するものでございます。

議案書の 203 頁をお開きいただき、参考として添付しています「令和 4 年度国保連合会補正予算(理事専決分)の概要」と標題を付けた資料を用いまして、内容等のご説明をさせていただきます。

報告第 2 号の診療報酬審査支払特別会計は業務勘定の補正で、補正額が 1,684 万 8 千円、補正予算の内容は、繰越金を財源としたクラウド利用料の補正でございます。

また、医療機関総合管理システム等と電子帳票システムの機器更改及び保守に要する経費に係る債務負担行為の補正は、5 年度に予定していた機器更改契約を半導体不足の影響から 4 年度に前倒しするためのものでございます。

次に、報告第 3 号の後期高齢者医療事業関係業務特別会計は業務勘定の補正で、補正額が 1,915 万 2 千円、次の頁をご覧ください、補正予算の内容は、報告第 2 号と同様でござ

います。

また、報告第 2 号と同様の債務負担行為の補正を行っています。

最後に、報告第 4 号の特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計は業務勘定の債務負担行為の補正で、電子帳票システムの機器更改及び保守に係る契約を報告第 2 号等と同様に前倒しするためのものがございます。

補正予算理事専決分の内容は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。皆様からのご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問がないようですので、ご了承いただいたものといたします。

以上で、議決事項の審議及び報告事項の聴取は終了いたしました。

ここで、事務局から報告があるようですので、聴取いたします。

(事務局：総務課長)

議案書の 207 頁をお開きいただきまして、監査法人による外部監査の結果報告を受けて弊会が講じた措置について、国保連合会外部監査契約に基づく監査に関する取扱要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、監事の方々から総会へ報告がなされております。

今回の報告は、3 年度 2 回目の外部監査と 4 年度 1 回目の外部監査の 2 件で、指摘事項と措置内容については、議案書に記載のとおりでございます。

外部監査結果報告に対する措置についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

事務局からの説明は以上のとおりです。

これをもちまして通常総会を終了させていただきます。

長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。また、円滑にすべての審議が終了できましたことを重ねてお礼申しあげまして、議長を退任させていただきます。

どうも、ありがとうございました。